

## 分譲地の購入の予約について

自ら住宅を建築するための土地を必要とし、市が販売する分譲地の購入を検討している方を対象に、購入申込み前の予約を以下のとおりお受けします。

### 1 予約受付の対象とする分譲地

マイアネタウン、第2桜屋敷ニュータウン、ニューアスティまえさわ、鶴田エクセルガーデン

### 2 予約できる方

1に掲げる分譲地の購入を検討している方

### 3 予約期間

予約申込みを受付した日から30日間

### 4 予約できる宅地の数

予約期間内において1人につき1宅地

### 5 予約の申込み

#### (1) 申込み方法

受付時間内に、分譲地購入予約申込書（以下「申込書」といいます。）及び身分証明書の写しを持参又はファックスで提出してください。身分証明書の例は「7 その他、(2)」をご覧ください。

ファックスで提出の場合には、担当から連絡の上、申込みいただいたことを確認します。

代理人により申し込む場合には、委任状も提出してください。

#### (2) 受付時間

月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、国民の祝日に関する法律（平成23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除きます。）

#### (3) 受付場所

奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市役所3階 財務部財産運用課販売推進係

電話 0197-34-2114（販売推進係直通）

ファックス 0197-23-5240

#### (4) 申込みの受付

提出された申込書に申込受付年月日、予約の順番及び予約期間終了年月日を記入し、写しを申込者へお渡しします。

### 6 予約の取扱い

・予約のある宅地については、予約者からの購入申込みを優先します。

・予約は1つの宅地につき先着順で2名までお受けします。予約者が2名いる場合、1番目の予約者からの購入申込みを優先します。

・予約をキャンセルする場合は、予約期間内に財務部財産運用課販売推進係へ連絡願います。

・予約者が2名いる際に、1番目の予約者が予約をキャンセルし、又は予約期間内に購入申込みをしなかった場合、2番目の予約者を1番目の予約者とします。

・予約期間の更新を希望する場合は、同期間内に改めて申込書を提出していただきます。この場合、対象の宅地に2番目の予約者がいるときはその方が1番目の予約者となりますので、改

めて申込書を提出いただいた方は2番目の予約者となります。

・予約期間の更新は1回といたします。

## 7 その他

(1) 市の宅地分譲のホームページでは、予約のある宅地に「㊥」と表示します。

(2) 身分証明書の例

ア 1枚で足りるもの 運転免許証、住民基本台帳カード(写真付き)、パスポート など

イ 2枚以上必要なもの 国民健康保険等の被保険者証、住民基本台帳カード(写真なし)、国民年金手帳、年金証書 など

※ 「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものが前提です。